

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	507
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	外国人IT技術者の在留期間について、3年から5年に伸長する。
意見提出者名	福岡県
意見の要点	「社会科学」は、「人文科学」に含まれるのか。含まれない場合には、「社会科学」も追加すべきである。
意見に対する 回答	含まれる。
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	5 0 6
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	<p>1 「密接な経済交流がある」基準として、 取引額の合計が過去 1 年間に 1 0 億円以上あること。 事業所の半数以上が直接投資を行っていること。 とされているが、基準が厳しいため特例措置として利用される可能性が乏しい。</p> <p>2 本基準の根拠等を教示願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>本特例措置は、特定の産業について、中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合があるため、中小企業等が外国人研修生の受入れ機関となる場合の受入れ要件につき特例措置を設けることにより、発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とするものである。また、研修生派遣国との間に密接な経済交流があることは特例措置の趣旨からして必須であり、これは研修制度の趣旨にもかなったものである。したがって、本要件に合致しない場合は本特例措置の趣旨に合致するものとはいえない。本基準については、現行の在留資格「研修」に係る上陸許可基準等を参考に設定したものである。なお、上記 1、についてはそのいずれかに該当すれば本特例措置の適用は受けうる。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	506
「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大
意見提出者名	今治市, 東伊予市, 新居浜市, 西条市
意見の要点	<ol style="list-style-type: none"> 1 50人以上の事業所等についても, 人数枠を拡大願いたい。 2 事業所の集積及び業種が地域の主たる産業であることの要件について見直し願いたい。 3 取引額10億円以上であることあるいは半数以上の事業所の直接投資を行っていることの要件について見直し願いたい。 4 有効求人倍率の要件について見直し願いたい。
意見に対する回答	<p>1及び2について</p> <p>研修制度においては, 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合, 受入れ機関に受け入れられる研修生の人数について, 当該機関の常勤の職員総数の1/20以内であることとされ, この特例として, 受入れ機関が商工会議所等又は商工会議所等の会員である中小企業である場合等に, 研修生の人数について特例を認めているところである。</p> <p>各特区における地域の特性に応じて規制の特例措置を講ずることが特区制度の趣旨であると認識しており, 各地域における地場産業に係る技術保有の主体となっている中小企業のうち, 特に零細の中小企業に係る特例措置を講ずることにより, その趣旨は十分に達成できるものと考えており, これ以上の特例措置を講ずることは困難である。</p> <p>構造改革特別区域制度は, 地域の特性に応じて規制の特例措置を講ずることにより, 地域の特性に応じた, 新たな産業の集積等が実現されるなどの効果を目的とするものであると認識しており, また, 本特例措置は, 特定の産業について, 中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合があるため, 中小企業等が外国人研修生の受入れ機関となる場合の受入れ要件につき特例措置を設けることにより, 発展途上国等の人材の育成の促進に資することを目的とするものである。</p> <p>したがって, 研修生の受入れ事業所が属する業種が当該特区内の主たる産業でない場合については, 本特例措置の趣旨に合致するものと</p>

	<p>はいえない。</p> <p>3 について</p> <p>さらに，研修生派遣国との間に密接な経済交流があることは，当該国への技術移転に相当な効果が認められるという観点から，特例措置において必須の項目であり，本要件に合致しない場合は，そもそも，本特例措置の趣旨に合致するものとはいえない。</p> <p>4 について</p> <p>有効求人倍率に係る要件については，低賃金労働としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状があることなどから，本特例措置の濫用により，研修生が安価な労働力の獲得手段として用いられていることのないように設けたものであり，要件の見直しは困難である。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>法務省</p>

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	5 0 6
構造改革特 区において 実施可能な 特例措置	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大
意見提出者名	北海道宗谷郡猿払村
意見の要点	1 1 (2) 中の「直接投資」とはどのような投資を意味するのか。 例えば、事業所と派遣国とが資金を拠出しあい、会社を設立すること等を指すのか。
意見に対する 回答	<p>直接投資とは、「経営参加や技術獲得を目的として、ある国の企業が外国の企業の株式などに対して行う投資」を意味しており、研修生派遣国に合弁企業又は現地法人を設立すること等を指す。</p> <p>研修生派遣国との間に密接な経済交流があることは、当該国への技術移転に相当な効果が認められるという観点から、特例措置において必須の項目であり、本要件に合致しない場合は、そもそも、本特例措置の趣旨に合致するものとはいえない。</p> <p>なお、(2) に該当せずとも (2) に該当すれば本特例措置の適用は受けうる。</p>
担当省庁名	法務省